

新しくできた ファイル



= 親心の記録 =

説明者用資料



サポートファイル作成上の留意点

サポートファイル別冊 親心の記録について

1 新しくサポートファイル別冊「親心の記録」ファイルを作成しました。

2 「親心の記録」は、権利を守る制度を含む、保護者の高齢化・親亡き後のためのファイルです。

将来、成年後見制度を利用する際にも必要な項目が含まれています。

極めて重要な個人情報

を記入することになるので、取扱い・保管には十分注意してください。

※「親心の記録」ファイルを印刷又はダウンロードして使用してください。

「親心の記録」記入にあたって

- 「親心の記録」はまとめて1冊として管理してください。
- サポートファイルとは別に保管しましょう。
- 記入はご家族で相談して書きましょう。

入手方法

広島県ホームページ掲載

「広島県 サポートファイル」でダウンロードができます。
ダウンロードしたデータに直接、記入し印刷することも可能です。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/supportfile.html>



アプリ Yahoo! JAPAN 法人のお客さま ゆうちょ銀行 呉市手をつなぐ育成会 ダウンロードセンター...

広島県 閲覧補助 検索 Language 防災情報

くらし・教育・環境・文化 健康・福祉・子育て 防災・安全 しごと・産業・観光 まちづくり・国際交流 県政情報

一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会 電話 082-537-1773

サポートファイル別冊 親心の記録について

新しくサポートファイル別冊「親心の記録」ファイルを作成しました。
「親心の記録」は、権利を守る制度を含む 保護者の高齢化・親亡き後のためのファイルです。
将来、成年後見制度を利用する際にも必要な項目が含まれています。
極めて重要な個人情報を記入することになるので、取扱い・保管には十分注意してください。
次の手添付ファイルを印刷又はダウンロードして使用してください。

サポートファイル別冊「親心の記録」

ワードファイル	PDFファイル
サポートファイル別冊 「親心の記録」(Wordファイル)(380KB)	サポートファイル別冊 「親心の記録」(Wordファイル)(380KB)

支援者の方へ

- 1 個人情報はもとより，他の支援者や関係機関の情報も記載されていますので，**プライバシーの保護**に十分配慮してください。
- 2 保護者が**許可した支援者**だけがサポートファイルを活用できます。
- 3 支援に関係のない**第三者**への**情報提供**，**承諾なしにコピー**して二次的にしようすることを**禁止**します。

取り扱い注意！

広島県手をつなぐ育成会
活動部会
保護者専用
記録シート

エンディングノート

= 親心の記録 =

～障害のある我が子へ～



取扱注意

※取り扱い・保管には十分注意してください。
※外に持ち出しをしないでください。

本人氏名	
保護者氏名	
記入者	

※保護者が変更した場合必ず書きかえてください。

本人氏名・保護者氏名
記入者に記入
保護者が変更した場合必ず書き替
えてください

記入にあたって

必ず読み上げましょう

下線のところは丁寧に説明してください

「親心の記録」について

～記入にあたって～

保護者なき後、子どもを託す場合に、自分の財産管理を含めて必要な情報を記載します。

将来、成年後見制度を利用する際にも必要な項目が含まれています。保護者自身の親族やその連絡先、財産の情報など、極めて重要な個人情報を記入することになるので、普段は持ち出ししません。別のファイルに入れて、家庭で保管することをお勧めします。
サポートファイルと併用することを前提としています。

成年後見人等をまだ選任していないうちに、ある日突然に保護者が子どもより先に亡くなるか、認知症・入院などで対応がむずかしくなった場合などに、後を託す親族や成年後見人（候補者）等に対し、“幸せな人生を全うさせたい”という保護者の思い（意志）が、まっすぐに伝わるよう、必要なことを記録しておきましょう。記録することで、保護者の考え方を客観的に整理することができ、**将来、成年後見人等の選任申立をするときの、重要な参考資料となります。また、既に保護者が成年後見人等になっている場合も、残された親族や後継の成年後見人等が戸惑うことのないよう、引継ぎとして役立ちます。**

成年後見人等が法律行為を事務的に代理するだけでは、子ども（障害のある人）は、幸せな人生の確保は難しいです。子（障害のある人）の特性などを理解し、適切な支援を受けられるよう、親族、支援者、利用施設の職員、成年後見人等のチームプレイが必要です。そして、その連携の輪は、“保護者の思い（意思）が尊重されている”ことが、大事です。

「親心の記録」は、保護者の愛情と責任で子（障害のある人）に残す財産となります。そして、「親心の記録」は保護者の願いをサポートファイルとして形にしたものです。保護者が元気なうちしかできないことです。

※ここでいう保護者には、親権者や後見人のほか、施設入所者にとっての施設の管理者等親権者に準ずる立場で本人支援を行っている方も含まれます。

記入の仕方について

- ① わかること、優先すべきことから記入します。
- ② 1年がかりで完成させることを目標に取りかかります。
- ③ 特に、必要と考えられる項目について書き留めておくだけでも良いです。
- ④ 2年毎ぐらいに見直して、加除訂正を繰り返すことが必要です。
- ⑤ 原稿は鉛筆書きにし、その都度コピーを正本とするやり方もあります。
- ⑥ 完成したら、他の重要書類と共に、大切に保管しておきましょう。
- ⑦ **保管場所**については、責任をもって管理し共有しておきましょう。
- ⑧ **保**は保護者自身のことを記入し、**子**は本人のことを記入しましょう。

保管場所・内容はできるだけ
家族で共有しましょう

目次

内容周知のため、参加者の皆さんで、読み上げながら確認しましょう

目次

～記入にあたって～	
記入の仕方について	
権利を守る制度	2
成年後見制度の利用について	3
成年後見人等の選任・保護者の後見契約について	4
子 財産・生命保険・不動産	5
子 生計 毎月の収入・年間の収入・毎月の支出・年間の支出	6
子 書類等保管場所/日常生活に係る情報	7
子 親しく交遊・相談等をしている人(親族以外)	8
保 子 親族の連絡先	9
子 お問い合わせ「親族・利用施設・行政・相談機関・入院緊急対応」 保護者死亡後の居住について	10
子 子の将来について・子の最期の迎え方・子の所有財産の保全と有効活用 子の死亡時の葬儀、墓、供養など	11
保 資産(預貯金・債券・株式等)	12
保 資産(不動産)	13
保 資産(生命保険等)・負債(借入金等)	14
保護者の葬儀、墓、供養など	15
保護者の訃報連絡先	16
その他重要事項	17



権利を守る制度

成年後見制度の利用について

権利を守る制度

権利を守る制度は本人を保護するとともに、本人の生きる力、夢や希望を深めたり、広げていくものです。その人らしい人生を支えるために一緒に考えるための支援機関もありますので、本人が成人を迎える前からぜひ関心を持っていただきたい制度です。

● 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由で、理解力や判断能力の不十分な方が、不動産や預貯金などの財産を管理・処分したり、介護・福祉などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自分でこれらのことを適切に理解判断して行うことが難しい場合があります。また、自分に不利な契約であっても十分な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度には、『法定後見制度』と『任意後見制度』の2つがあります。

○ 法定後見人制度

選任された成年後見人等は、本人の理解判断能力の程度によって、支援する人が「成年後見人」「保佐人」「補助人」と3段階に分かれています。保佐人と補助人は、本人に代わってできる法律行為が限られます。

これは、本人のできないことだけに開くという考えからです。

また、法定後見制度では、家庭裁判所が「選任」という形で成年後見人等を決めます。そして、成年後見人等は、本人のよい生活環境を整える為に、その人を取り巻く支援チームの一人として、必要な法律行為を本人に代わって行ったり、本人に不利な契約を取り消したりして、本人の権利を守り、人生を見守っていきます。

・ 法定後見は本人の判断能力によって3つの類型に分かれています。

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力がない状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立が出来る人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長など		

・ 成年後見人等の役割(※成年後見人等=成年後見人、保佐人、補助人を指す)

成年後見人等は、本人の生活全体(医療・介護・福祉など)を考慮して、財産管理や契約などの法律行為、公的な事務手続きを本人に代わって行うことが仕事です。その為、実際に身の回りの世話や介護等を行う人達と、協力して情報交換をしながら、常に本人の生活状態を把握し、その人らしい生活が継続できるよう見守っていきます。

また、成年後見人等の活動や財産の収支は定期的に家庭裁判所に報告しチェックを受けます。

○ 任意後見制度

任意後見制度は、本人に理解判断能力があるうちに、将来、事故や疾病、障害等で、その能力が低下した時に備えて、本人に代わって誰に何をやらせてもらいたい(法律行為に限る。)を決めて、その内容を公正証書しておく、『自己決定』を大切にしたい制度です。

法律行為以外にやってほしいことをしっかり決めておきたい時は、委任契約として一緒に公正証書に載せておくこともできます。

● 福祉サービス利用援助事業「かひはし」(日常生活自立支援事業)

広島県社会福祉協議会が行っている事業です。

主な事業は、福祉サービスを安心して利用できるように援助したり、大切な書類や印鑑等を本人に代わって管理することです。具体的には、契約能力はあるけれど、日々の暮らしに不安が有る人に対して、担当支援員が、日々のお金の出し入れや、公共料金などの支払いを手伝ってくれます。また、生活上の相談にもつらえます。詳しくは、広島県社会福祉協議会 あんしんサポートセンター かひはし TEL 082-254-2300 又は、それぞれの市区町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

記入日(年 月 日) 記入者()

権利を守る制度

成年後見人等

成年後見制度についてご存じでない方が多いので丁寧に説明してください

申立人	
類型	
氏名	
続柄・所属	
住所	
電話番号	自宅・携帯・職場()・その他()
関係書類保管場所	

後見人が複数の場合や監督人がいる場合 就任した年月日(年 月 日)

類型	後見・保佐・補助・監督人
氏名	
続柄・所属	
住所	
電話番号	自宅・携帯・職場()・その他()
関係書類保管場所	

日常生活自立支援事業

支援機関	
住所	
電話番号	
専門員	
生活支援員	

サポートファイル
【青年成人期】から移動

権利を守る制度 成年後見制度の利用について

子

記入日(年 月 日) 記入者()

成年後見人等の選任 成年後見人等をお願いしたい人
(保護者が成年後見人等になっても、役割がはたせなくなったとき、次にお願しい人記入する。)

子	氏名 (成年後見人等をお願いしたい人)	住所	電話番号
障害者本人との関係	現 状	承 諾	
		<ul style="list-style-type: none"> ・了承を受けている ・話してある ・まだ話をしていない 	
	氏名	住所	電話番号
障害者本人との関係	現 状	承 諾	
		<ul style="list-style-type: none"> ・了承を受けている ・話してある ・まだ話をしていない 	
	氏名	住所	電話番号
障害者本人との関係	現 状	承 諾	
		<ul style="list-style-type: none"> ・了承を受けている ・話してある ・まだ話をしていない 	

保護者の後見契約 (保護者が自分に対して後見等の契約をしている人は記入する。)

保	保護者氏名	障害者本人との関係
	後見人等	住所
		電話番号
	保護者との関係	公正証書契約番号
		関係書類保管場所

4

財産 生命保険 不動産

子

記入日(年 月 日) 記入者()

財産 (本人名義のもので、同人の所有と特定できるもの)

預貯金、債券、株式等 ※負債があれば、借入先、金額、返済方法、期限などを余白を利用して適宜に記入する。

種類 細目	機関名 (銀行、会社名等)	支店	口座番号	キャッシュカード	保管場所・その他
				あり・なし	

子の名義のもので同人の所有と特定できるものを書きましょう

記入日(年 月 日) 記入者()

保険等 (本人名義のもの) 広島県手をつなぐ育成会互助制度、障害者扶養共済制度など

機関名 (保険会社等)	種類	証券番号	契約者名	被保険者	受取人	保管場所・その他

記入日(年 月 日) 記入者()

不動産

種類・細目	利用区分(地目)	数 量	所在場所等
評価額等			権利証の保管場所
種類・細目	利用区分(地目)	数 量	所在場所等
評価額等			権利証の保管場所

5

保

子

子

生計 毎月・年間の収入・支出

子

記入日(年 月 日) 記入者()

生計 (おおよその金額を記入する)

収入

科目	月額	年額	備考
障害基礎年金			
心身障害者扶養共済			
その他年金			
不動産賃料収入			
給料収入			
その他収入			
合計		(A)	

将来にわたって、必要なお金の目安になります。

支出

科目	月額	年額	備考
福祉サービス利用料			
福祉サービス利用料			
福祉サービス利用料			
税金・健康保険料等			
医療費			
被服費等			
理・美容費			
小遣い			
その他の出費			
合計		(B)	

子の生計
おおよその金額を記入しましょう

(A) - (B) ()円 - ()円 = ()円

※「年間収入 - 年間支出」が、マイナスの場合は、預貯金の取崩し等により賄うことになります。

※医療費は「重度心身障害者医療費助成」に該当する場合があります。

6

子

書類保管場所/ 日常生活に係る情報

子

記入日(年 月 日) 記入者()

書類等保管場所 / 日常生活情報

サービス等に係る内容	保管場所等
療育手帳	
身体障害者手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
重度心身障害者 医療費受給者証	
自立支援医療 (育成・更生・精神通院)	
小児慢性特定疾病医療受給者証	
特定医療費 (指定難病) 医療受給者証	
障害福祉サービス受給者証	
障害児通所受給者証	
特別児童扶養手当	
障害児福祉手当	
特別障害者手当	
障害基礎年金	
日常生活自立支援事業	
成年後見制度の利用	
心身障害者扶養共済制度	
付添看護料共済	
生活保護の受給	

サービス等の内容はサポートファイル/フェイスファイル福祉情報(2)に記入しましょう

日常生活に係る情報 (家賃・水道光熱費等)

内容	会社名等	連絡先	備考

7

保管場所・内容はできるだけ
家族で共有しましょう。

子

親しく交遊・相談等をしている人（親族以外）

子 記入日(年 月 日) 記入者()

親しく交遊・相談をしている人、子をよく知っているご近所さん、支援員さんなど（親族以外）

氏名	住所	電話	
職業	障害者本人との関係	保護者との関係	備考
			電話
			備考
			電話
職業	障害者本人との関係	保護者との関係	備考
氏名	住所	電話	
			備考
			電話
			備考
氏名	住所	電話	
職業	障害者本人との関係	保護者との関係	備考

子と一緒に親しく交遊している方。また子のことを相談をしている人、子をよく知っているご近所さん、支援員さんなど書きましょう（親族以外）

記載する際には、記入した相手にも了解を取っておきましょう。（保護者に何かあった時に役に立ちます。）

保

親族の連絡先

子

保子 記入日(年 月 日) 記入者()

親族の連絡先

氏名	続柄	住所	電話番号	緊急時の連絡	備考
				要・不要	

親族の連絡先など書きましょう

保護者に何かあった時に役に立ちます。鍵となる人は備考欄にその旨を書きましょう。

親亡き後、子どもの緊急手術等で承諾書にサインができる近隣の親族等を決めておいたらようでしょう。（その方にもその旨を伝えておきましょう。）

※欄が足りない場合はコピーして記入する。

子

お願い

「親族・利用施設・行政・相談機関・入院緊急対応」

子 () 記入日(年 月 日) 記入者()

お願い「親族・利用施設・行政・相談機関・入院緊急対応」 保護者死亡後の居住について

親族に対するお願い (誰に、何を、具体的に)

利用施設・事業所へのお願い

行政・相談機関へのお願い

入院など緊急時の対応 (付添人の確保や、費用の負担などを含めて)

保護者が死亡後の居住について

本人の思い

自宅で暮らす ・ひとりで暮らす ・()と暮らしたい

自宅以外で暮らす ・アパート ・シェアハウス ・グループホーム ・入所施設

その他() 施設名()

保護者の願い

自宅で暮らしてほしい ・ひとりで暮らす ・()と暮らしてほしい

自宅以外で暮らす ・アパート ・シェアハウス ・グループホーム ・入所施設

その他() 施設名()

保護者の気持ちを書き残しましょう

親亡き後、子どもの緊急手術等で承諾サインにサインができる近くの親族等の名前を記入しておきましょう。

子

子の将来について/子の最期の迎え方 子の所得財産の保全と有効活用

子 () 記入日(年 月 日) 記入者()

子の将来について (こんな生活ができればいいなど)

子の最期の迎え方 (保護者の希望(延命措置、一人ぼっちにしないで、など)

子の所有財産の保全と有効活用
(子の幸せのために役立つ使い方、人生最期の迎え方、遺産の取り扱いなど)

子の死亡時の葬儀、墓、供養など

① 葬儀をするかしないか ・する ・しない ・まだ決めていない

② 葬儀場所 ・決めている(自宅 ・寺院、教会 ・葬儀社 ・その他)

③ 宗教・宗派について 宗教 住所

④ 葬儀社・互助会

⑤ お墓について ・ある(墓地名 住所)

⑥ 供養についての希望

子の最期の迎え方について思いを書きましょう

子の死亡時の葬儀、墓、供養など書きましょう。

親亡きあと、子の将来・最期を考えておきましょう。



資産（保護者名義） （預貯金・債券・株式等）

保 取扱注意 保護者が死亡したときの遺産相続の考え方
記入日(年 月 日) 記入者()

資産（保護者名義のもの）				
種類 細目	名義人	機関名 (銀行名、会社名等)	支店・口座番号	保管場所
<div style="border: 2px solid red; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">取り扱い 注意</div>				
預貯金・債券・株式等	<div style="border: 1px solid orange; background-color: #fff9c4; padding: 5px; display: inline-block;">相続の方法に思いがあれば書きましよう</div>			
相続	<div style="border: 1px solid green; background-color: #c8e6c9; padding: 5px; display: inline-block;">保護者が死亡したときの遺産相続について思いを書きましよう。</div>			
備考				



資産（保護者名義） （不動産）

保 取扱注意 記入日(年 月 日) 記入者()

資産（保護者名義のもの）						
種類 細目	名義人	登記簿参照		所在場所等	評価額等	権利証の保管場所
		利用区分(地目) 数量				
不動産	<div style="border: 2px solid red; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">取り扱い 注意</div>					
相続	<div style="border: 1px solid orange; background-color: #fff9c4; padding: 5px; display: inline-block;">相続の方法に思いがあれば書きましよう</div>					
備考	<div style="border: 1px solid green; background-color: #c8e6c9; padding: 5px; display: inline-block;">保護者が死亡したときの遺産相続について思いを書きましよう。</div>					

お問合せ

お住まいの市区町の障害者福祉の窓口
または次の窓口へお問合せください。

広島県障害者支援課 電話 082-513-3157

一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会
電話 082-537-1773